

第 5 5 号議案参考資料

議 案 名

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 字句の整理を行う。

(第 2 条、第 3 7 条、第 4 2 条及び第 4 3 条関係)

(2) 引用部分の整理を行う。 (第 5 条、第 2 3 条及び第 3 3 条関係)

(3) 連携施設を確保しないこととすることができる規定を加えるとともに、字句の整理を行う。 (第 6 条及び第 4 5 条関係)

(4) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供の特例として食事の搬入ができる対象施設を加える。 (第 1 6 条関係)

(5) 食事の提供等に関する経過措置を加え、連携施設に関する経過措置を延長するとともに項建てを条建てに改め、及び字句の整理を行う。

(附則関係)

3 施行期日

公布の日

4 例規集

第 2 卷 1, 2 0 9 ページ